

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題の一つと位置づけ、経営の重要事項に関する意思決定を迅速・適正に行うとともに、経営の透明性及び責任の明確化を図ることを基本的な考え方としている。
併せて、内部統制システムの整備や法令等遵守体制の構築、企業情報の適切な開示等、経営管理機能の強化に向けた取り組みを進めている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
興和株式会社	89,977,408	69.01
丸栄協栄会	2,484,400	1.90
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,173,000	1.66
三井住友信託銀行株式会社	1,760,000	1.35
中林智子	1,241,198	0.95
川崎晃義	1,214,420	0.93
日本証券金融株式会社	956,000	0.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	858,000	0.65
東京海上日動火災保険株式会社	689,600	0.52
清水建設株式会社	644,000	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	興和株式会社(非上場)

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は上場企業として一定の独立性を確保し、親会社である興和株式会社との取引においても一般取引と同様、公正かつ適切に行っており、支配株主に利する取引、当社ひいては少数株主に不利益な取引はないと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

興和株式会社は当社の議決権を69.74%保有しており、当社は興和株式会社の子会社であります。親会社出身の5名が当社役員に就任しておりますが、親会社との間において、取引面で著しい依存関係はなく、独立した体制により事業活動を行っており、独自に経営判断できる状況にあります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

--	--

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

宮崎隆光	他の会社の出身者											
------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎隆光	○	独立役員に指定しております。	経営者として豊富な経験と見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言が行えるためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、連結・個別の財務諸表等の適正性について監査を受けている。監査役は会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合を持ち、内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について意見交換を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北田勝久	他の会社の出身者			△						△				
吾妻賢治	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北田勝久		——	専門分野及び企業活動に関する幅広い経験、見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるためです。
吾妻賢治	○	独立役員に指定しております。	公認会計士としての経験により培われた専門的な知識・経験等を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行でき、加えて中立的・客観的立場から助言および意見表明が行えるためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在は実施していませんが、今後は当社の状況に応じて検討も視野に入れております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は平成3年5月23日開催の第72回定時株主総会において、月額1,900万円以内と決議いたしております。
監査役の報酬限度額は平成6年5月26日開催の第75回定時株主総会において、月額350万円以内と決議いたしております。
なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議いたしております。また、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議

によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクション及び担当者はございませんが、社外監査役を補佐するために監査役室に担当者が1名おります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

監査役設置会社として、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監査及び監視を可能とする経営体制を構築し、以下の通りコーポレート・ガバナンスの充実が図れる体制としております。

- ・当社取締役会は、社外取締役1名を含む取締役8名で構成し、原則として毎月1回開催される定時取締役会と必要に応じて随時開催される臨時取締役会において会社経営の意思決定と重要事項の審議を行っています。
- ・当社監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成し、年5回開催される定時監査役会と必要に応じて随時開催される臨時監査役会において監査の結果報告と意見交換を行っています。
- ・監査役は2名常駐し、主な業務として取締役会・監査役会及び重要な会議への出席、代表取締役との意見交換、取締役からの報告・聴取、重要な決裁書類の閲覧、計算書類の検討、子会社の監査等を行っています。
- ・社外監査役は取締役会・監査役会に出席し、中立的、客観的な立場から、監査に関する重要事項の協議及び経営課題に対する助言並びに意見表明を適宜行っています。
- ・常勤取締役及び常勤監査役で構成する常務会を原則として毎週1回開催し、取締役会の決議事項を含む重要事項について事前に審議し、経営の意思決定の効率化を図っています。
- ・「子会社管理規程」に従い、原則毎月1回「グループ戦略会議」を開催し、子会社に対する適切な経営管理を行い、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の構築・運用を図っています。
- ・会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、連結・個別財務諸表等の適正性について、監査を受け、それに基づき報酬を支払っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役を含めた監査役による監査体制が有効と判断し、監査役設置会社制度としております。取締役会につきましては、流通業界に精通した取締役と、豊富な経験や幅広い見識を有し、当社の経営にとって必要な意見を期待できる社外取締役を選任しております。これにより、監査役による適正な監査及び監視と、幅広い視野と客観性を持った経営判断についての実効性を確保できるものと判断し、現在の体制をとっております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、「企業情報」として、適時開示情報、財務情報、決算短信、有価証券報告書等の有用な情報を迅速に提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：秘書・経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「丸栄行動基準」に明記いたしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正を確保するため、内部監査部門を設置し、内部統制システムの体制整備の強化に取り組んでいる。経営監督機関として取締役会があり、経営の重要事項について審議及び決議を行っている。社外監査役2名を含む監査役4名が取締役会等に出席し、経営の監視を行っている。またグループ戦略会議を開催し、各子会社に対する適切な経営管理とグループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでいる。

内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備の状況として以下の体制を整えている。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令・定款及び社内規程等の遵守を確保するため、「コンプライアンス基本規程」を基本とし、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、公正且つ適正な経営の実現を図る。
 - (2) 企業理念・経営指針及び丸栄行動基準等を記載した「コンプライアンス・ガイドブック」に基づき、コンプライアンスに係る定期的な社内研修を通じて、企業活動の原点である法令等遵守の徹底と企業倫理意識の浸透を図る。
 - (3) 内部監査部門は、各部門の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に監査を実施する。
 - (4) 社内法令等遵守上疑義のある行為を知った場合の相談及び報告体制として、「公益通報者保護に関する規程」に従い、早期発見に努めるとともに、問題が発覚した場合は、是正措置を講じて再発防止策を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制「文書管理規程」に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等の重要文書は関連資料とともに、適切に管理・保存する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理の実効性を確保するため、「リスク管理規程」を基本とし、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、発生が予測されるリスクの抽出及び対応策を講ずるとともに、社内研修を通じて、リスク管理体制の強化を図る。
 - (2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、「クライシス(危機)発生時における企業対応マニュアル」に従い、社長指揮下の危機対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめべく、適切な対応策を迅速に実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 原則毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて、随時臨時取締役会を開催し、経営の重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行う。
 - (2) 常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を原則毎週1回開催し、取締役会の決議事項を含む重要事項について事前に審議し、経営の意思決定の効率化を図る。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社及び子会社等の重要な経営情報については必要に応じて親会社に提供し、重要事項については親会社との間で協議を行い情報を共有する。
- (2)「子会社管理規程」に従い、原則毎月1回「グループ戦略会議」を開催し、各子会社に対する適切な経営管理を行い、グループ全体のコーポレート・ガバナンス体制の構築・運用を図る。
- (3)内部監査部門は、子会社のリスク管理体制及びコンプライアンスの状況等について、定期的に監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が監査の実効性を高め、且つ監査職務を円滑に遂行するために、取締役との間で協議し、監査役の職務遂行を補助する監査役スタッフを配置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役スタッフの独立性を確保するため、当該監査役スタッフの任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を要する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査の実効性を確保するため、法令、定款、社内規程等に違反する事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- (3) 常勤の監査役は取締役会及び常務会のほか、社内の重要な会議に出席する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会は監査方針をたて、監査対象、監査方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。また、組織的且つ効率的に監査を実施するために監査業務の分担を定める。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (3) 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。
- (4) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合をもち、内部統制システムの状況、リスクの評価・対応及び監査重点項目等について意見交換を行う。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出を有効且つ適切に行うことが、社会的信用の維持・向上のため極めて重要であるとし、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その評価を継続的に行う。
11. 反社会的勢力排除のための体制
- 社会秩序や企業の健全な活動を阻害する反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との密接な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として「丸栄行動基準」に(1)社会秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。(2)如何なる理由があろうとも、反社会的勢力を利用せず、また不当な要求は断固として断り、取引、金銭、購入、購読、広告等、形態を問わず、利益供与に該当する行為は行わないことを明記しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

